

特定口座のご案内

確定申告に便利な特定口座をご利用ください



Makes your happiness.



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫

商号等／朝日信用金庫 登録金融機関：関東財務局長（登金）第143号 加入協会：日本証券業協会

2024年10月現在

特定口座のしくみと概要

特定口座とは…

個人のお客さまが公募株式投資信託、特定公社債等(注)を換金して利益が出た場合は、原則確定申告が必要ですが、「特定口座」は当金庫がお客さまに代わって損益等の計算をし、納税の代行などを行う税制上の制度です。

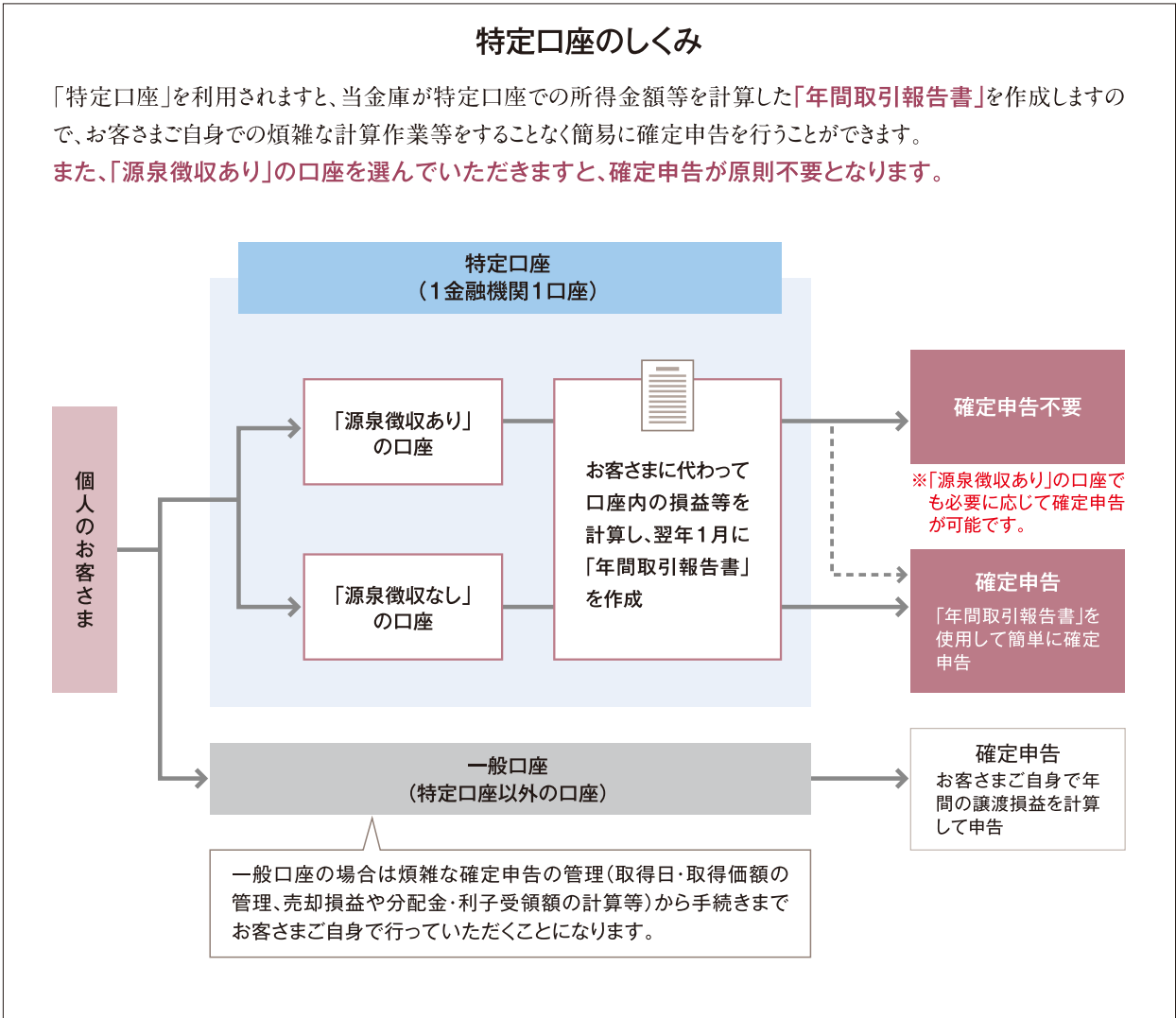
「特定口座」をご利用いただくことで、確定申告が原則不要、または手続きが簡単になります。

(注)特定公社債等とは国債(個人向け国債を含む)、地方債などの特定公社債や公社債投資信託のことです。

特定口座のしくみ

「特定口座」を利用されますと、当金庫が特定口座での所得金額等を計算した「年間取引報告書」を作成しますので、お客さまご自身での煩雑な計算作業等することなく簡易に確定申告を行うことができます。

また、「源泉徴収あり」の口座を選んでいただきますと、確定申告が原則不要となります。



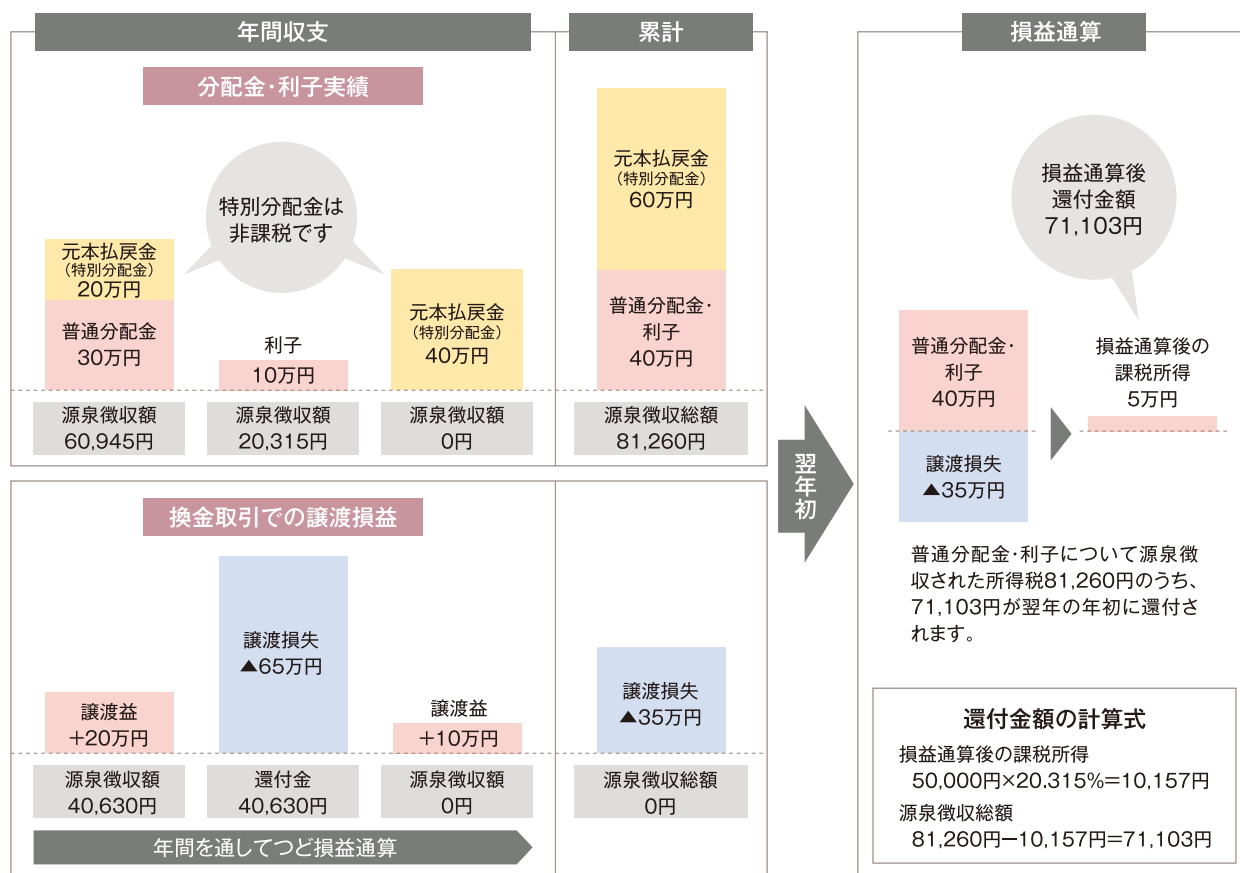
特定口座と一般口座

	特定口座		一般口座
	源泉徴収あり	源泉徴収なし	
確定申告	不要	必要	必要
対 象	・確定申告をしたくない ・損失を繰り越す時だけ確定申告したい(P2)	・他社での取引と損益通算したい ・確定申告を簡易に済ませたい	・他社での取引と損益通算したい ・すべての損益計算を自分でやりたい

※当金庫の特定口座で計算されるのは、当金庫の特定口座に預け入れられた公募株式投資信託、特定公社債等の換金取引等による譲渡損益です。なお、「源泉徴収あり」の口座では分配金(普通分配金)や特定公社債等の利子等も計算され、換金等により譲渡損失が生じた場合には自動的に損益通算されます。(これにより、年間累計で譲渡損失がある場合、普通分配金、利子等から源泉徴収された税額が過大になる分については税還付が受けられます。)

「源泉徴収あり」の特定口座での源泉徴収・損益通算のしくみ

「源泉徴収あり」の口座での換金取引および分配金や利子に対して、源泉徴収または損益通算による還付を自動的に行います。
「損益通算」とは、年内の株式・投資信託・特定公社債等売買益(譲渡益)、分配金等を、他の株式・投資信託・特定公社債等売買損(譲渡損)と通算し、課税所得の減算により税額を減らすことのできる制度です。



3年間の損失繰越控除

損失繰越控除とは、損益通算の結果、その年の控除額を上回る損失が発生した場合、翌年以降3年間に渡って譲渡益や分配金等から繰越して控除を行うことができる制度です。

損失の繰越控除を利用するには、損失が発生した翌年以降、「源泉徴収あり」の特定口座であっても、取引の有無にかかわらず毎年確定申告を行う必要があります。

経過年	損失発生	1年目	2年目	3年目
譲渡損益	▲100万円	0円	+50万円	+70万円
繰越損失可能額	▲100万円	▲100万円	50万円相殺 ▲50万円	50万円相殺
課税対象額	—	0円	0円	20万円
確定申告	必要	必要	必要	必要

(注) NISA口座における譲渡益や分配金等は非課税ですが、仮にNISA口座で譲渡損が生じて、その譲渡損も「ないもの」と見なされ、他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算が認められず、損失の繰越控除もできません。

「特定口座」のお申込み手続き

「特定口座」をお申込みいただく際には、次の書類等をご用意ください。

① 投信取引口座のお届出印(債券取引のみのお客さまは債券取引口座のお届出印)

② マイナンバー(個人番号)カード (あるいはマイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し)

③ 本人確認書類

- 運転免許証
- 各種健康保険証
- 住民票の写し 等

※写真付きの書類は1種類、写真なし書類の場合は2種類ご用意ください。

※マイナンバー確認書類が住民票の写しの場合、本人確認書類は住民票の写し以外の書類をご提出ください。

※運転免許証など有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、住民票の写しなど有効期限の定めのないものについては6ヵ月以内に作成されたものをご提出願います。

④ 特定口座開設届出書(当金庫にご用意しています)

兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書

特定口座のご留意事項

- ・特定口座の開設は、1金融機関に1口座のみとなります。当金庫ですでに特定口座をご開設済の場合はお申込みになれませんのでご注意ください。
- ・特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ国内に居住されている方のみとなります。
- ・特定口座の開設は、投信取引口座を開設されているお取引店のみでの受付となります。なお、債券取引のみのお客さまは、債券取引口座を開設されているお取引店のみでの受付となります。
- ・特定口座での所得金額の計算の基準日は受渡日となります。(お申込日ではありません。)
したがって、特定口座の損益計算の対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。
- ・特定口座を開設いただく前に行われた分配金や利子の支払、または換金取引につきましては、特定口座内での所得金額の計算の対象とすることはできません。
- ・特定口座開設後の公募株式投資信託、特定公社債等のご購入は、原則として特定口座を通じて行います。
- ・特定口座に預け入れできるのは、公募株式投資信託、特定公社債等です。(当金庫では上場株式等はお取り扱いしておりません。)
- ・特定口座では、解約・償還損益および買取請求による譲渡損益が計算されます。また、「源泉徴収あり」の口座では分配金(普通分配金)、特定公社債等の利子等の所得金額も計算されます。
- ・「源泉徴収あり」の口座でも、他の口座の公募株式投資信託等の譲渡損益の金額や分配金等の金額と損益の通算をする場合や、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、申告分離課税による確定申告が必要です。
- ・確定申告をされた場合は、配偶者控除、扶養控除等の適用に影響を与える場合があります。
- ・国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告することで保険料が変わる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。

課税方式と税率（以下の税制等は、国内に居住されている個人の方向けのものです）

- ・公募株式投資信託・特定公社債等の譲渡所得および利子・配当所得に対して下記の税率等が適用されています。
- ・「源泉徴収あり」の特定口座を利用することにより、確定申告が不要となります。（※必要に応じて確定申告することもできます。）

商品区分	課税方式				税率	損益通算
	分配金・利子		譲渡益			
公募株式投資信託	選択可	確定申告不要	選択可	確定申告不要	20.315% $\left(\begin{array}{c} \text{所得税} \\ 15.315\% \\ \text{住民税} \\ 5\% \end{array} \right)$	可能 ただし繰越控除を受けるためには、 毎年確定申告が必要
		総合課税		申告分離課税		
		申告分離課税		申告分離課税		
公募公社債投資信託 特定公社債等 (個人向け国債を含む国債や地方債など)	選択可	確定申告不要	選択可	確定申告不要		
申告分離課税		申告分離課税				

(注)発行済株式総数の3%以上を保有する大口個人株主が受け取る配当等は20.42%で源泉徴収され、原則として総合課税となります。

特定口座年間取引報告書

当金庫が「年間取引報告書」を作成し、翌年1月末まで(その年の途中で特定口座を廃止した場合は、その翌月末まで)に交付いたします。1年間売却、分配金のお受取等がなかったお客さまには交付されません。

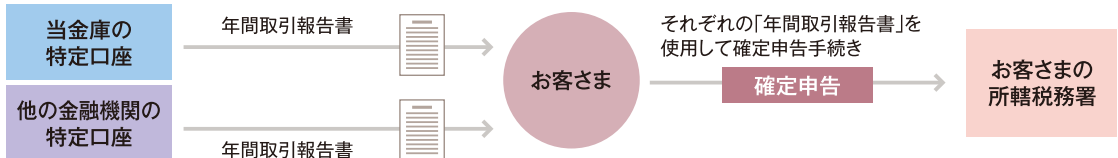
■「源泉徴収あり」の口座では、税金を当金庫がお客さまに代わって自動的に納付します。



■「源泉徴収なし」の口座では、お客さまが「年間取引報告書」を使用して簡易に確定申告を行います。



■他の金融機関で生じた譲渡損益等との損益通算、損失の繰越控除を行う場合にも、「年間取引報告書」を使用して簡易に確定申告を行えます。



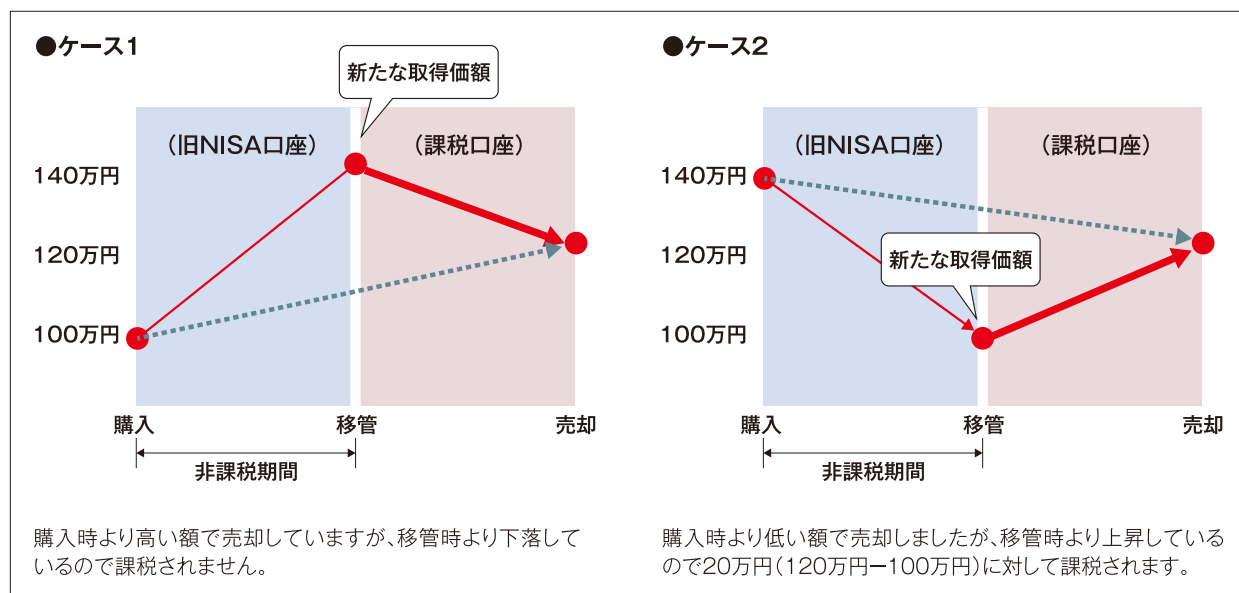
※一般口座では「年間取引報告書」は交付されませんので、ご自身で年間の譲渡損益を計算し、確定申告する必要があります。

税務署に提出される書類			
口座の種別		特定口座年間取引報告書	分配金・利子の支払調書
特定口座	源泉徴収あり	○	分配金・利子の額が「年間取引報告書」に記載される
	源泉徴収なし	○	○
一般口座		—	○

旧NISA口座から課税口座に移管した時の注意点

2023年12月末までに一般NISAなど旧NISA口座で購入した投資信託を、非課税期間満了時もしくは途中で課税口座（特定口座・一般口座）に移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となり、その後の税額が計算されます。

※2024年1月のNISA制度の改正後は、旧NISA口座での新たな買付はできません。



投資信託にかかるご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.30%（消費税込み）の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.09%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

（ご注意） ※当資料は2024年10月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しており、その正確性、完全性を保証するものではなく、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。また、当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
※税制の詳細については税務署、税理士等の専門家へご相談ください。